

憲法を守らない裁判官に「×」印を 総選挙と同時に最高裁裁判官の国民審査

総選挙とあわせて、最高裁判所裁判官の国民審査がおこなわれます。この審査は、主権者国民が不適格な裁判官を罷免（ひめん）できる制度（憲法79条）です。

主権者国民が直接審査

最高裁裁判官は内閣が任命するので、国民主権の立場から、最高裁裁判官について、主権者国民が直接意志を示す大切な機会です。

最高裁は、国会で作られた法律（立法）や政治の処分（行政）が憲法に反していないかを監視し、ただす役割をもっています。同時に、私たちの人権が侵害されたときに救済する大切な役割をもっています。そのため、最高裁は「憲法の番人」「人権のとりで」などと言われます。

それではいまの最高裁はどうでしょうか。無実の人を有罪にして冤罪を作り出す、米軍や自衛隊の基地の被害に苦しむ人を救済しない、夫婦別姓を認めない、労働者の不当な解雇・雇止めを追認するなど、「憲法の番人」「人権のとりで」としての役割を果たしていない判断が多くみられます。

それだけに、主権者が不適格な裁判官に対し、「あなたは信任できない」と一票（「×」印）を投じることは大きな意義があります。

国民救援会は、「憲法を守らない裁判官に×印（不信任）をつけよう」と呼びかけています。

今回の審査対象は11人

今回、国民審査の対象となる裁判官は11人で、いずれも安倍内閣や菅内閣が任命した裁判官です。

「×」印が過半数で罷免

最高裁裁判官は、任命後、初めての衆院選と、その後10年ごとに衆院選で国民審査を受けます。

国民審査は、一人ひとりの裁判官について信任・不信任の判断をおこない、不信任の裁判官に「×」印をつけます。「×」印をつけないと「信任」とみなされます（本来は信任する裁判官に「○」印をつけるべきです）。

投票の結果、「×」印が、投票総数の過半数となった裁判官は罷免（ひめん）されます。

しかし、投票（国民審査）の判断材料は、公示後に出される「広報」程度で、裁判官が国民の前でみずからの信条などを直接語ったり、国民が問いただす機会はありません。そのため、十分な判断材料のないまま、投票せざるを得ません。

※期日前投票は、総選挙と同じく公示日の翌日から投票日前日までできます。

国民審査の運動は自由

法律では、審査対象の裁判官について虚偽の事項を公表する以外は、どのような運動も制限なく自由にできます。国民審査の運動は、選挙前も選挙期間中もできます。

宣伝カーやハンドマイクで、「最高裁は私たちの権利を守る『人権のとりで』です。それにふさわしくない裁判官に、不信任の×印をつけましょう」「〇〇事件で、不当な判決を出した△△裁判官に×印をつけて罷免させましょう」など、おおいに訴えましょう。

***国民審査を受ける 11 人の最高裁裁判官について、資料「最高裁裁判官の紹介」をご覧ください。**

また、最高裁のホームページで裁判官の経歴や主な判例を見ることができます。

<https://www.courts.go.jp/saikosai/about/saibankan/index.html>